

【契約書別紙】

○ サービス提供責任者

氏名 木下 陽子 杉本 みつ子 伊井 智子
 連絡先 上市町ホームヘルパーステーション
 TEL 076-472-0316

○ 訪問介護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

1. 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換
 見守りをしながらの一緒に行う家事等 自立支援

2. 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯等

3. その他のサービス

介護相談等

○ 利用料金

お支払いいただく料金はサービス利用票に表示された料金をいただきます。

身体 介護	20分未満	179単位
	20分以上～30分未満	268単位
	30分以上～1時間未満	426単位
	1時間以上～1時間30分未満	624単位
	1時間30分以上	30分増すごとに90単位加算
生活 援助	20分以上～45分未満	197単位
	45分以上	242単位
	身体介護に引き続き生活援助を行う	71単位
加 算	緊急時訪問介護加算	100単位 / 回
	初回加算	200単位 / 回
	生活機能向上連携加算(I)	100単位 / 回
	生活機能向上連携加算(II)	200単位 / 回
	特定事業所加算(II)	利用料に対し 10%
	介護職員等処遇改善加算(Iロ)	利用料に対し 28.7%

※夜間・早朝に実施の場合

夜間（18：00～21：00）、早朝（7：00～8：00）25%加算

※二人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについては利用者またはその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合（二人分の料金をいただきます）

- イ 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められた場合
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められた場合

※利用者負担金は、原則として負担割合証に応じ基本利用料の、1割または2割・3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。

サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

○ 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は、管理者又はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：076-472-0316

上市町ホームヘルパーステーション

介護サービス係

(受付時間 月～金曜日 8：30～17：15)

事業者

〈事業社名〉 上市町ホームヘルパーステーション (1671600128)

〈住 所〉 上市町湯上野 1176 番地

〈代 表 者〉 社会福祉法人上市町社会福祉協議会

会 長 吉田 清人

印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 〈利用者〉

印

〈代理者氏名〉